

イムス訪問看護ステーション東京 運営規定

(事業の目的)

第1条 この規定は、医療法人社団明芳会が設置するイムス訪問看護ステーション東京（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの職員が利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、利用者の心身の特性を踏まえて生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるように努めなければならない。
- ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
 - ステーションは事業の運営にあたって、関係市区町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

- 第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
- ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語療法士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称	所在地
イムス訪問看護ステーション東京	東京都板橋区仲町1番4号
イムス訪問看護ステーション東京 小豆沢支店	東京都板橋区小豆沢2丁目19番6号
イムス訪問看護ステーション東京 高島平支店	東京都板橋区高島平1丁目74番7号 藤ハイム2階
イムス訪問看護ステーション東京 東十条支店	東京都北区東十条3丁目4番9号 シリウス東十条1階101

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 管理者：看護師若しくは保健師 1名
管理者は常勤とし、ステーション職員の指導、管理を行い、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務従事することができるものとする。
- 看護職員：保健師、看護師又は准看護師
※常勤換算 2.5名以上 理学療法士等 適数
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。
- 事務職員
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から土曜日までとする。但し、土曜日午後、日祝祭日、12月30日午後から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：月曜日から金曜日は午前9時00分から午後18時00分まで、土曜日は午前9時00分から午後13時00分までとする。
- (3) 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡相談が可能な体制とする。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 ステーションが行う訪問看護の実施時間は、20分以上1時間30分とし、2時間を超えないものとする。

- 2 ステーションが行う訪問看護の利用日数は、週3日を限度とする。但し厚生労働大臣が定める疾病等の患者および急性増悪等により特別指示書の交付された利用者は除く。
- 3 前2項の規定に関わらず、居宅サービス計画書または介護予防サービス計画に基づく訪問看護に係る利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。
- 4 医療保険適応となる場合は除く。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の利用希望者がかかりつけ医師に申し込み、医師が交付した訪問看護指示書に基づいて、訪問計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者または家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に訪問看護指示書を依頼する。
- (3) 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、区等関係機関に調整を求める。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 日常生活の看護
健康状態の観察、疾病予防・悪化防止の支援、栄養・食事摂取のケア、排泄のケア
療養環境の整備、療養生活の助言、寝たきり・床ずれ予防、コミュニケーションの支援
- (2) 医療処置・管理
チューブ類の管理、服薬指導、床ずれ・創傷処置、医療機器の管理、その他医師の指示による処置、管理等
- (3) リハビリテーション（理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心にしたものである）
- (4) 認知症の看護や精神心理的看護
- (5) ターミナルケア
- (6) 介護者の支援
- (7) 各種在宅サービスの相談

(緊急時における対応方法)

第10条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

- 第11条 ステーションは、基本利用料として介護保険法又は健康保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを保険負担割合額に応じて利用者から受けるものとする。但し、介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
- 2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。
- (1) 第6条第1項に定める営業日以外に行う訪問看護
 - (2) 第6条第2項に定める営業時間外に行う訪問看護
 - (3) 1回の訪問看護が90分を超えるとき
 - (4) 居宅サービス計画上の訪問時間を超過して訪問看護を行った場合（但し、居宅サービス計画の修正ができない場合に限る）
 - (5) 介護保険における緊急訪問看護加算契約以外に緊急に行った場合
 - (6) 訪問看護と連携して行われる死後の処置
 - (7) ステーションは、実費負担の利用料として、訪問看護に必要な交通費、おむつ代等の費用を利用者から受け取るものとする。但し介護保険適用者に係る交通費は実施地域を越えた場合に、片道100円を徴収する。

(通常業務を実施する地域)

- 第12条 ステーションが通常業務を行う地域は、板橋区・北区・豊島区域とする。

(相談・苦情対応)

- 第13条 ステーションは利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

- 第14条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第15条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。
- (1) ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(倫理委員会)を定期的に開催するとともに、その結果について、看護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) ステーションにおいて、看護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年3回：身体拘束の適正化含む)実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

- 第16条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
- (1) 採用後6ヶ月以内の初任研修
- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管しなければならない。(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録

は5年間保管とする)

- 4 この規定に定める事項の外、運営に関わる重要事項は、医療法人明芳会とステーションの管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規定は、2024年4月1日から施行する。